

山梨県公報

号外第四十二号

平成十四年

七月十七日

水曜日

目次

規則

山梨県住民基本台帳法施行細則……………	一
山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………	五
山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………	五
人事委員会……………	五
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………	五
山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………	六

規則

山梨県規則第四十三号

山梨県住民基本台帳法施行細則を次のように定める。

平成十四年七月十七日

山梨県知事 天野 建

山梨県住民基本台帳法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」といふ。)及び山梨県住民基本台帳法施行条例(平成十四年山梨県条例第三十一号。以下「条例」といふ。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本人確認情報開示請求書等)

第二条 条例第四条第一項の請求書は、本人確認情報開示請求書(第一号様式)とする。

2 条例第四条第一項第三号の規則で定める事項は、開示請求に係る本人確認情報特定するために必要な事項及び法定代理人が開示請求をしようとする場合における法定代理の種別とする。

(本人確認等に必要書類)

第三条 条例第四条第二項(条例第六条第三項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に心し、当該各号に定める書類とする。

山梨県公報号外 第四十二号 平成十四年七月十七日

一 本人が請求する場合 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他これらに類するものとして知事が認める書類

二 法定代理人が本人に代わって請求する場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証明する書類

(開示の実施の方法)

第四条 法第三十条の三十七第二項の規定による書面による開示は、開示を行うために備え付けられている専用機器(以下この条において「専用機器」といふ。)により用紙に出力したものの交付又は閲覧により行うものとする。

2 法第三十条の三十七第二項ただし書の規定による書面以外の方法による開示は、専用機器により再生したものの閲覧により行うものとする。

(開示の実施場所)

第五条 法第三十条の三十七第二項の規定による本人確認情報の開示は、山梨県総務部市町村課内において行う。

(本人確認情報訂正申出書等)

第六条 条例第六条第一項の申出書は、本人確認情報訂正申出書(第二号様式)とする。

2 条例第六条第一項第三号の規則で定める事項は、訂正申出に係る本人確認情報特定するために必要な事項及び開示を受けた年月日並びに法定代理人が訂正申出をしようとする場合における法定代理の種別とする。

(身分証明書)

第七条 法第三十四条の二第二項の証明書は、身分証明書(第三号様式)とする。

附則

この規則は、平成十四年八月五日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

本人確認情報開示請求書

住民基本台帳法第30条の37第1項の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の開示を請求します。

1 開示請求に係る本人確認情報を特定するために必要な事項	
2 請求する開示の方法	1 書面の交付 2 書面の閲覧 3 専用機器により再生したものの閲覧
3 法定代理人が請求する場合における法定代理の種別	1 未成年者の法定代理 2 成年被後見人の法定代理

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

本人確認情報訂正申出書

住民基本台帳法第30条の40の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の訂正を申し出ます。

1 訂正申出に係る本人確認情報を特定するために必要な事項	
2 申し出る訂正の内容	
3 開示を受けた年月日	
4 法定代理人が申し出る場合における法定代理の種別	1 未成年者の法定代理 2 成年被後見人の法定代理

第3号様式（第7条関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 名
氏 名
生年月日
上記の者は、住民基本台帳法第34条の2第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。
年 月 日
山梨県知事 印
8.5センチメートル

（裏）

住民基本台帳法（抄）

（報告及び検査）

第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

山梨県規則第四十四号

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年七月十七日

山梨県知事 天 野 建

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年山梨県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第四号を次のように改める。

四 基本診療料の施設基準等（平成十二年厚生省告示第六十七号）に基づき、老人病棟老人入院基本料の施設基準に係る届出がされた病棟を有する病院

第八条の二第五号を削る。

第八条の三第二号中「保健所及び市町村」を「地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第二十一条第二項第一号に規定する特定町村」に改め、同条第三号中「介護老人保健施設」の下に「（次条第一号において「介護老人保健施設」という。）を加え、同条に次の一号を加える。

四 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七条第五項に規定する居宅サービス事業（同条第八項に規定する訪問看護に係る事業に限る。次条第二号において「訪問看護事業」という。）を行う事業所（条例第六条第一項第一号イ(1)から(4)まで並びに第一号及び前号に掲げる施設において、三年以上の実務経験を有している場合に限る。）

第八条の三の次に次の一条を加える。

第八条の四 条例第六条第一項第三号の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設
- 二 訪問看護事業を行う事業所（医療法第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所及び介護保険法第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設（これらの施設で県外のものを含む。）において、三年以上の実務経験を有している場合に限る。）

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正後の山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与を開始する看護職員修学資金について適用し、同日前に貸

与を開始した看護職員修学資金については、なお従前の例による。

山梨県規則第四十五号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年七月十七日

山梨県知事 天 野 建

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四百八十五号の次に次の一号を加える。

四百八十五の二 山梨県土地収用手数料条例による仲裁手数料

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十三号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年七月十七日

山梨県人事委員会
委員長 村 松 晃

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（子の看護休暇）

第二十三条の二 子の看護休暇は、小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子の看護休暇の期間は、一の年における期間とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十四号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年七月十七日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（子の看護休暇）

第二十二条の二 子の看護休暇は、小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子の看護休暇の期間は、一の年における期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。